

## ふるさと寄附 こくぶんじ想い「お礼の品」協賛事業者募集要項

制定 平成 27 年 3 月 11 日

### 1 目的

国分寺市のふるさと納税の推進によるまちの魅力発信と地域産業の振興を図ることを目的に、本市へふるさと納税により寄附をされた方に対して、地元特産品等のお礼の品（以下「お礼の品」という。）を贈呈するため、お礼の品を提供していただける事業者（以下「協賛事業者」という。）を募集する。

### 2 協賛事業者の申込要件

協賛事業者は、以下の要件全てに適合していることを要件とする。ただし、要件に適合していても、市長が適当でないと判断した場合や内容がお礼の品として適当でないと判断した場合は、協賛事業者としないものとする。

- (1) 各種法令、条例、規則を遵守し生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 原則、本市内に本社（本店）、支社（支店）、営業拠点、生産拠点、研究拠点のいずれかがある法人又は個人事業者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法律」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は社員である法人又は個人事業者でないこと。
- (4) 法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人又は個人事業者でないこと。
- (5) 申込み時に、市税の滞納がないこと。
- (6) 個人情報（国分寺市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 34 号）第 2 条第 1 項に規定される情報及び当該情報が含まれている情報という。以下同じ。）の取扱いは、関係法令及び国分寺市個人情報保護条例を遵守すること。

### 3 お礼の品の募集要件

お礼の品は、寄附者が希望する住所へ品物を届ける「送付型」と店舗等で寄附者へサービスを提供する「体験型」のいずれかに該当するものとする。

- (1) 以下の要件を満たしているお礼の品を募集する。
  - (ア) 本市の魅力の PR に繋がるものや地域産業の振興に寄与するものであること。

- (イ) 原則、①本市内で生産・製品化・発案されたもの、②本市内で生産・加工・収穫された原材料を使用しているもの、③本市内で販売されているもの、④本市内の地域資源、技術を活用したもの、⑤本市に縁のあるもののいずれかに該当していること。
- (ウ) 飲食物の場合は、原則、寄附者に商品到着後2週間程度の賞味期限が保証される品物であること。なお、野菜などの生鮮食品については、この限りではない。
- (エ) 体験型の場合は、以下の要件を満たすものであること。
- ①本市内で体験できるものであること。ただし、本市の魅力をPRする上で必要と市が認めた場合はこの限りでない。
  - ②チケット等を発行し寄附者にわかりやすくすること。
  - ③チケット等の有効期限は、原則、発行日から1年以上とすること。ただし、商品の性質上、事前に利用期間を定めて体験するものについてはこの限りではない。
  - ④公序良俗に反しないものであること。
  - ⑤安全性を確保した内容であること。
  - ⑥提供上、必要となる各種保険に加入すること。ただし、商品の性質上、保険への非加入がやむを得ないと市が認めた場合においてはこの限りではない。
  - ⑦体験にかかる必要経費は送料を除き、全てお礼の品の価格に含まれるものとし、体験時に上乗せの費用を寄附者に求めないこと。
- (オ) 品質及び数量について、安定供給が見込めること。ただし、数量又は期間を限定して供給することを特色とするものはこの限りではない。
- (カ) お礼の品の内容は、単品又は複数の商品により構成すること。
- (2) お礼の品の価格  
お礼の品の価格は、一般販売価格（通常、店舗等で販売する価格とし、消費税・梱包代を含む）よりも高く設定することはできない。
- (3) 寄附金額の設定  
寄附金額は、お礼の品の価格（消費税・梱包代を含む）が、寄附金額の30%以下となるよう、市で別途設定するものとする。なお、寄附金額は原則として千円単位とする。

**【寄附金額の設定例】**

- ①お礼の品の価格3,000円→寄附金額10,000円以上に設定
- ②お礼の品の価格5,000円→寄附金額17,000円以上に設定

③お礼の品の価格10,000円→寄附金額34,000円以上に設定

(4) 本市の負担額

お礼の品代及び送料並びに発送に必要な梱包資材に係る経費は、本市が全額負担する。

(5) お礼の品の梱包・送付

お礼の品の梱包・送付は以下のとおりとする。

(ア) 協賛事業者は、お礼の品の送付に際し、輸送中の破損等を防ぐに足りる梱包を施すこと。

(イ) 協賛事業者は、本市より提供された寄附者情報を基に本市ふるさと納税業務の受託事業者と連携し、送付作業を行うこと。

4 協賛事業者の特典等

(1) 本市ホームページやふるさと納税ポータルサイト等にお礼の品を掲載することにより、事業者名及びお礼の品を全国に広くPRすることができる。

(2) お礼の品の送付にあたって、協賛事業者が扱う他商品のカタログ、チラシ等を同梱して送付することにより、販路拡大につなげることができる。

5 応募期間

随時募集とする。

6 応募方法等

別紙『ふるさと寄附 こくぶんじ想い「お礼の品」協賛事業者応募用紙』(以下「応募用紙」という。)に必要事項を記入し、市長へ提出すること。

7 お礼の品の選考

市長は、応募用紙に基づき、2及び3に規定する内容に照らして選考を行うものとする。

8 個人情報の取扱いに関する特記事項

協賛事業者は、ふるさと納税を通じて本市へ寄附をした者に贈呈するお礼の品の提供に際し取得した個人情報について、別紙「ふるさと寄附 こくぶんじ想い「お礼の品」提供における個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。

## 9 その他留意事項

- (1) 協賛事業者は、応募したお礼の品について変更や辞退をする場合は速やかに市長へ報告するものとする。
- (2) 協賛事業者は、お礼の品に関して受領者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について本市へ報告するものとする。また、代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。
- (3) 本市は、協賛事業者又はお礼の品が下記のいずれかに該当したときより、本市のお礼の品から除外することができる。
  - (ア) 2又は3に規定する事項に該当しなくなったとき。
  - (イ) お礼の品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
  - (ウ) 応募内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
  - (エ) 虚偽の応募が判明したとき。
  - (オ) その他、「ふるさと寄附 こくぶんじ想い」の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

## 10 問い合わせ先

国分寺市役所政策部市政戦略室まちの魅力企画担当

TEL：042-325-0111 内線 441

FAX：042-325-1380

E-Mail：senryaku@city.kokubunji.tokyo.jp

附 則

この要項は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。